

議案第 9 号

藤岡市介護保険法関係手数料条例の制定について

藤岡市介護保険法関係手数料条例を次のとおり定める。

平成31年2月25日提出

平成31年3月14日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市介護保険法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により申請する者のためにする事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料を徴収する事務等)

第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収時期)

第3条 手数料は、指定の申請の時に徴収する。

(手数料の還付)

第4条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(手数料の免除)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の額
1 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件につき20,000円
2 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき20,000円
3 法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（同一の事業所において指定地域密着型サービス事業との一体的な運営をするため、1の項の申請を同時に行う場合を除く。）	1件につき20,000円